

2024年8月23日

関係者各位

松下介護老人保健施設はーとぴあ
事務部

『介護職員等処遇改善加算』給付に伴う一時金の支給について

介護職員の処遇改善を図るため、介護報酬として給付される『介護職員等処遇改善加算』を算定しており、施設としての基準を定め一時金を支給してきました。

2023年度は、健保全体で赤字決算という結果でしたが、昨年支給額を維持することとしました。2024年度は、暫定的に下記の内容で支給をしますので職場での周知をお願いします。

また、正職員の賞与支給基準が業績連動方式に変更され、2025年度より反映されますので、時期を合わせて賞与方式に移行すると共に支給時期の変更を検討しており、今後、処遇改善加算制度が見直された場合でも、安定して賞与支給ができるよう対応する予定です。(次ページ参照)

◆介護職員等処遇改善加算 ※2024年9月及び2025年3月に一時金を支給

1.支給対象者

2024年9月及び2025年3月に給与の支給がある下記の職員

- ・介護職（パートナー職員、契約職員、NSP、アルバイト）
- ・看護職・リハビリ職・事務職（契約職員、アルバイト週2日以上）

※介護職（正職員）は、パナソニック基準賃金制度を適用しているため支給対象外

2.支給区分および支給金額 ※1回あたりの支給金額（年間で2回支給）

- | | | |
|---------------------------------|---|----------|
| ①常勤の介護職で介護福祉士資格取得者（勤続10年以上） | ⇒ | 250,000円 |
| ②常勤の介護職で介護福祉士資格取得者（勤続5年以上10年未満） | ⇒ | 225,000円 |
| ③常勤の介護職で介護福祉士資格取得者（勤続5年未満） | ⇒ | 200,000円 |
| ④常勤の介護職で介護福祉士以外（勤続10年以上） | ⇒ | 75,000円 |
| ⑤常勤の介護職で介護福祉士以外（勤続10年未満） | ⇒ | 60,000円 |
| ⑥非常勤の介護職（アルバイト） | ⇒ | 30,000円 |
| ⑦非常勤の看護職・リハビリ職・事務職（アルバイト週2日以上） | ⇒ | 15,000円 |

3.支給区分の判断条件

(1)職種および職員区分は、2024年4月1日現在の内容で判断

(2)勤続年数は、はーとぴあでの勤務実績を算定条件とし2024年4月1日現在で計算

(3)介護福祉士の資格条件は、2024年4月時点での資格取得者が対象

※4月1日以降の入社者については、入社日時点の情報で判断し在籍月数で支給額を調整

4.支給日

2024年9月25日（水）及び2025年3月25日（火）

※9月及び3月給与時に支給し課税処理（給与明細には「寸志・祝儀」として表示）

◆介護職員協力感謝金 ※2025年3月に一時金を支給

1.支給対象者

2025年3月に給与の支給がある下記の職員

- ・介護職（パートナー職員、契約職員、NSP、アルバイト）

※介護職（正職員）は、パナソニック基準賃金制度を適用しているため支給対象外

2.支給区分および支給金額

- ①常勤の介護職で夜勤従事者 ⇒ 150,000 円
- ②常勤の介護職 ⇒ 100,000 円
- ③非常勤の介護職（パートタイム） ⇒ 50,000 円

3.支給区分の判断条件

- (1)職種および職員区分は、2025年3月1日現在の内容で判断
※4月1日以降の入社者については、在籍月数で支給額を調整

4.支給日

- 2025年3月25日（火）
※3月給与時に支給し課税処理（給与明細には「寸志・祝儀」として表示）

■賞与方式への移行について ※2025年度支給より変更予定

1.支給対象者

- ・介護職（パートナー職員、契約職員、NSP、アルバイト）
- ・看護職・リハビリ職・事務職（契約職員、アルバイト週2日以上）

2.支給区分および支給金額 ※パートナー職員（2.2か月）、契約職員（2か月）

- ①パートナー職員
基本給（1.1か月/回）+資格加算（※1）+勤続加算（※2）+業績加算（※3）
- ②契約職員
基本給（1.0か月/回）+資格加算（※1）+勤続加算（※2）+業績加算（※3）
- ③アルバイト
介護職 月給/回（時給×勤務時間×勤務日数）×30%
その他 定額/回（1.5万円）

※1：介護福祉士（+3.0万円）

※2：勤続10年以上（+2.5万円）、勤続5年以上10年未満（+1.5万円）

※3：前年の業績により加算額を決定（官庁会計の黒字金額を配分原資として計算）

※各部門の業績により会社で決定されるため、現時点では明確な設定ができません

3.支給区分の判断条件

- (1)職種および職員区分は、2025年4月1日現在の内容で判断
※4月1日以降の入社者については、在籍月数で支給額を調整

4.支給予定月

- 2025年7月の第1週金曜日 および 12月の第1週金曜日
※賞与支給時に課税処理および社会保険料徴収（賞与明細を発行）

『介護職員処遇改善加算』に伴う一時金支給の取扱いや、賞与方式への移行に関しご不明な点などがあれば、下記の問い合わせ先までお願いします。

【 問い合わせ先 】

事務部 河野（PHS：8870 内線：103）

以上